

(参考)

施設整備にかかる補助金について

幼保連携型認定こども園を建設するために必要な工事等にかかる費用に対して、補助金を交付します。ただし、国及び府の補助金制度を基準とするため、国及び府の交付決定がない場合は、補助金を交付することはできません。

<参考例>

定員120名(2・3号)と30名(1号)の計150名定員を整備する場合
補助対象事業費を600,000千円と仮定(うち2・3号の保育所部分 500,000千円、1号の幼稚園部分 100,000千円(定員による面積按分))すると、下記の計算により
 $219,814\text{千円} + 75,000\text{千円} = 294,814\text{千円}$ が補助見込額(上限)となります。

○保育所部分(2・3号部分): 保育所等整備交付金を活用 基準額

- ① 定員101名から130名 173,800千円
- ② 特殊付帯工事 9,382千円
- ③ 設計料加算 10,529千円
- ④ 開設準備費加算 1,680千円

国合計補助基準額 195,391千円(A)

上記(A)と保育所部分事業費500,000千円 $\times 2/3 \div 333,333\text{千円}(A')$ のうち、低いほうの金額(A)に $9/8$ をかけた金額が補助額となります。

補助額 $A \times 9/8 \div 219,814\text{千円}$

※2・3号定員によって単価が異なることがあります。

○幼稚園部分(1号部分): 認定こども園施設整備交付金を活用 基準額

- ① 定員30名まで 62,900千円
- ② 特殊付帯工事 1,638千円
- ③ 設計料加算 3,226千円

府合計補助基準額 67,764千円(B)

上記(B)と幼稚園部分事業費100,000千円 $\times 1/2 \div 50,000\text{千円}(B')$ のうち、低いほうの金額(B')に $3/2$ をかけた金額が補助額となります。

補助額 $B' \times 3/2 \div 75,000\text{千円}$

※この内容は、令和3年度保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の算定方法によるものです。近年、国の補助制度の変更が繰り返されており、単価の改定がある場合には補助額格差が大きい可能性もありますので留意願います。(なお、国の制度・基準等に変更があった場合には、市の補助金も変更になる場合があります。)

※国や市の予算事情により補助額が減額となる場合があります。